◆ 久喜市性の多様性に関する市民アンケート ◆

本市における、性の多様性に関する今後の取組みの参考とするため、市民(市内在住・在勤・在学)のみなさまのご意見を伺うアンケートを実施いたします。回答へのご協力をよろしくお願いいたします。

※設問をお読みいただき、あてはまる選択肢の左側□にチェック図をしてください。

回答者について
問1:あなたの性別をおたずねします。(ご自身の認識でお答えください。) (1つだけ選択) □ 1.女性 □ 2.男性 □ 3.その他(または答えたくない)
問2:あなたの年齢をおたずねします。(令和4年10月1日現在の満年齢)(1つだけ選択) □ 1.19歳以下 □ 2.20~29歳 □ 3.30~39歳 □ 4.40~49歳 □ 5.50~59歳 □ 6.60~69歳 □ 7.70歳以上
問3:あなたの職業をおたずねします。(1つだけ選択) 1.会社員・団体職員 2.自営業・自由業 3.派遣社員・パート・アルバイト 4.公務員 5.家事専業 6.学生 7.無職 8.その他(50文字以内で入力してください)
 言葉の認知度について
問4:あなたは、次の(1)~(3)の言葉について知っていますか。また、意味を知っていますか。 それぞれ最後の<用語解説>を読む前の認識でお答えください。 問4(1):LGBTQ+(プラス)(1つだけ選択) □ 1.L·G·B·T·Q·+(プラス)それぞれの意味をよく知っている □ 2.一部分は、意味を知っている □ 3.言葉は知っているが、意味は知らない

問4(2):アライ(1つだけ選択)
□ 1.意味をよく知っている□ 2.ある程度、意味を知っている□ 3.言葉は知っているが、意味は知らない□ 4.言葉を知らないし、意味も知らない
問4(3):アウティング(1つだけ選択)
□ 1.意味をよく知っている□ 2.ある程度、意味を知っている□ 3.言葉は知っているが、意味は知らない□ 4.言葉を知らないし、意味も知らない
性的少数者について
問5:あなたは、次の方が性的少数者だとしたら、どう思いますか。 あなたの気持ちにもっとも近いものを選んでください。
性的少数者とは、恋愛対象が異性だけではない人や、自分の性別に違和感を覚える人、性同一性障がいなどの人々のことを言います。LGBTQ+(プラス)と言われることもあります。
問5(1):友人や知人(1つだけ選択)
□ 1.特に抵抗はない□ 2.やや抵抗がある□ 3.抵抗がある□ 4.わからない
問5(2):自分の家族 (1つだけ選択)
□ 1.特に抵抗はない□ 2.やや抵抗がある□ 3.抵抗がある□ 4.わからない
問6:あなたのまわりに性的少数者の方はいます(いました)か。(1つだけ選択)
□ 1.いる(いた)□ 2.断定できないが、そう思われる方はいる(いた)□ 3.いない□ 4.わからない□ 5.考えたことがなかった
問7:現在の社会は、性的少数者の方にとって暮らしやすい社会だと思いますか。(1つだけ選択)
□ 1.思う□ 2.どちらかといえば思う□ 3.どちらかといえば思わない□ 4.思わない□ 5.わからない

問8:琲	れての社会は、多様な性のあり方への理解が進んでいると思いますか。(1つだけ選択)
	1.理解が進んでいる 2.多少理解が進んでいる 3.あまり理解が進んでいない 4.理解が進んでいない 5.わからない
_	5なたは、ご自身についてLGBTQ+(プラス)にあてはまると思いますか。(1つだけ選択)
	1.そう思う
	2.そう思わない
	3.わからない 4.答えたくない
問10:	あなたは、性的少数者に関する専門の相談機関を知っていますか。 (1つだけ選択)
	1.知っている
	2.知らない
パート	ナーシップ宣誓制度・ファミリーシップ制度について
問11::	本市が、令和3年10月1日に開始したパートナーシップ宣誓制度を知っていますか。(1つだけ選択)
	1.知っている(内容も知っている) ⇒ 問12へ 2 知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ
	1.知っている(内容も知っている) ⇒ 問12へ2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ
問12:	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へあなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。
問12:	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ
□ □ 問12: ※問11	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。 Jーシップ制度とは、性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。
□ □ 問12: ※問11	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。
□ □ 問12: ※問11	 2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。 リーシップ制度とは、性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。 1.賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。
□ □ 問12: ※問11	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。 Jーシップ制度とは、性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。
問 12: ※問 11 ファミリ	 2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。 リーシップ制度とは、性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。 1.賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。
問 12: ※問 11 ファミリ	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。 Jーシップ制度とは、性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。 1.賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。 2.どちらかと言えば賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。
問 12: ※問 11 ファミリ	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。 Jーシップ制度とは、性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。 1.賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。 2.どちらかと言えば賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。
問 12: ※問 11 ファミリ	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。 Jーシップ制度とは、性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。 1.賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。 2.どちらかと言えば賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。 3.どちらかと言えば反対 ※250文字以内で理由を入力してください。 4.反対 ※250文字以内で理由を入力してください。
問 12: ※問 11 ファミリ	2.知っている(内容は知らない) ⇒ 問12へ 3.知らない(内容も知らない) ⇒ 問13へ あなたは、ファミリーシップ制度についてどう思いますか。理由も併せてお答えください。 (1つだけ選択) で「1.知っている(内容も知っている)」「2.知っている(内容は知らない)」と回答した方のみお答えください。 Jーシップ制度とは、性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。 1.賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。 2.どちらかと言えば賛成 ※250文字以内で理由を入力してください。 3.どちらかと言えば反対 ※250文字以内で理由を入力してください。

市の取組みについて

問13:	あなたが知っている、性の多様性に関する市の取組みをすべて選んでください。(複数選択で	可)
	8.小中学校における男女混合名簿の使用	
問14:	性の多様性を認め合う社会にしていくため、今後、市はどのような取組みをしたらよいと思い(複数選択可)	ますか
	1.市民向けの講演会や研修会による理解の促進 2.教育現場での啓発活動 3.ホームページや広報紙等での情報提供 4.ファミリーシップ制度の導入 5.性的少数者が気持ちや情報を共有できる居場所づくり 6.電話やLINEなどを使った市の専門相談窓口の設置 7.啓発パンフレットの配布 8.特に何もする必要はない 9.わからない 10.その他(200文字以内で入力してください)	
問15:	性の多様性に関する本市の取組みについて、ご意見・ご要望などがありましたら、入力してくだ (自由回答)	どさい。

無料専門相談窓口 ~ひとりで悩まず、誰かに話してみませんか~

◆にじいろ県民相談(埼玉県県民生活部人権·男女共同参画課)

電話やLINEで性的指向や性自認に関する相談ができます。

(TEL)0570-022-282

(LINE)https://lin.ee/2f90PQMd

毎週土曜日(年末年始除く)18:00~22:00(最終受付は21:30)



LGBTの法律問題に詳しい弁護士がお受けします。

(TEL)03-3581-5515

毎月第2・第4木曜日(祝祭日の場合は翌金曜日)17:00~19:00

◆よりそいホットライン(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

24時間無休です。どんな人のどんな悩みにもよりそい、一緒に解決する方法を探します。

(TEL)0120-279-338(フリーダイヤル)

性的指向や性自認に関する相談は、ガイダンスにそって4を押してください。

(FAX)0120-773-776(通話による聞き取りが難しい方)

◆市の相談窓口

専門相談窓口ではありませんが、下記相談窓口でも、ご相談をお受けしています。

- ·人権相談·女性相談
- ・女性の悩み(カウンセリング)相談

詳しくはお問い合わせください。

(TEL)0480-22-1111(人権推進課)

用語解説

<LGBTQ+(プラス)>

レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、クエスチョニングプラス(Q+)のアルファベットの頭文字をつなげた単語で、性的少数者の総称のひとつです。このほかにも、多様な性のあり方があります。

レズビアン(L)…同性を好きになる女性のことです。

ゲイ(G)…同性を好きになる男性のことです。

バイセクシュアル(B)…異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人のことです。

トランスジェンダー(T)…心と身体の性が一致しない人をいいますが、トランスジェンダーの定義には幅があります。 性同一性障がいを含みます。

クエスチョニングプラス(Q+)…性自認や性的指向が明確でない人(クエスチョニング)や、このほかにも多様な性のあり方があること(+)を表しています。

<アライ>

アライ(Ally:支援者)はアライアンス(Alliance:同盟)からきた言葉です。

性的少数者を理解し、支援する人たちのことです。

<アウティング>

本人の了解なく、性的指向や性自認などを第三者に明かしてしまうことです。アウティングは本人の秘密を暴露する行為であり、本人に精神的苦痛を与える重大な人権侵害であるため、絶対にしてはいけません。



<性自認>

自分がどの性別であるかの認識をいいます。

<性的指向>

恋愛感情や性的な関心の対象が、どの性別に向いているかを示します。

<パートナーシップ宣誓制度>

一方または双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係(パートナーシップ)であることを自治体に宣誓できる制度です。自治体が、宣誓した事実を証明する宣誓証明書等を交付し、お二人のパートナーシップ関係を尊重することで、精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解の促進につなげます。

<ファミリーシップ制度>

性的少数者のパートナーだけでなく、同居する子どもも含めて家族として宣誓できる制度です。

アンケートに関するお問い合わせ・回答の提出先

アンケートに関してご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記へご連絡をお願いいたします。 回答は、メールまたはFAXでご提出をお願いいたします。

久喜市役所 総務部 人権推進課 男女共同参画係

〒346-8501 久喜市下早見85-3

TEL:0480-22-1111 FAX:0480-22-3319 Email:jinken@city.kuki.lg.jp

~ ご協力ありがとうございました ~